

政令-3(1)	シアン化水素		
英文名	Hydrogen cyanide		
別名	青酸 青化水素 ギ酸ニトリル		
英文別名	Hydrocyanic acid Formonitrile Prussic acid		
*通称名又は			
輸出統計品目No	2811.12-000	化審法No	1-138
CAS No	74-90-8 191234-22-7 341972-31-4		
分子式	HCN		
構造式	$\text{H}-\text{C}\equiv\text{N}$ <p style="text-align: right;">分子量 27.03 (計算) 融点 -14 °C 沸点 26.5 °C 比重 0.6932(16°C) 屈折率</p>		
性状	<ul style="list-style-type: none"> ・引火点: -17.8°C ・無色の液体、蒸気はかすかに芳香性 ・水、アルコール、エーテルとは任意の割合で混和する。 ・空気よりわずかに軽く、点火すれば紫色の炎をあげて燃える ・水、アンモニア水、苛性ソーダ液に容易に吸収される。 ・液化青酸ガスは安定ではなく、長時間貯蔵すると、次第に重合して暗褐色の爆発性の個体になる。 ・爆発限界 5.6~40% 		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・アクリルニトリル、アクリル樹脂、乳酸、その他有機合成原料 ・蛍光染料の原料 ・農薬(柑橘や苗木のカイガラ虫駆除) ・殺鼠剤の原料 ・冶金工業用 		
生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・国内生産: 7社 ソハイオ法 4社、 アンドリュース法 3社 ・2009農薬年度 原体: 40.8トン 製剤: 40.7トン 		
化学兵器禁止条約関連	AG Noと名称	—	
	CWC Schedule 3 A. Toxic Chemicals:	(3)Hydrogen cyanide	
	貨物等省令、運用通達 化兵法	貨物等省令 第2条第1項第二号 ^ 化兵法施行令: 別3第2種指定物質・毒性物質 (三)	
	軍事コメント	基本的化学物質であるが、血液剤として分類される毒ガス。輸出先、エンドユースの確認が重要である。	
その他 (適用法令等)	毒劇法: 第2条別表第1 毒物 指定令第1条 毒物(含む製剤) 消防法: 第9条の3 危険物令第1条 貯蔵等の届出を要する物質 消防法: 第2条第7項 危険物第4類引火性液体 第一石油類水溶性液体 化管法: 第2条第2項 施行令第1条 第1種指定化学物質 労安法: 特定化学物質障害予防規則第2条 特定化学物質第2類物質 特定第2類物質 労安法: 第57条1 施行令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物 労安法: 第57条の2 施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物 港則法: 第21条2 施行規則12条 危険物・毒物類 航空法: 施行規則第194条 輸送禁止 船舶安全法: 危規則第3条 毒物類・毒物		